

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(六件)……………(環境局環境改善課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(三件)……………(環境局環境改善課)……………二
- 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………二
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………(環境局総務部環境政策課)……………三

### 告示

●東京都告示第千三百九十五号  
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。  
平成二十八年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成二十八年八月二十四日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 有限会社ビトイン

(二) 代表者氏名 取締役 鍛田 純

(三) 主たる事務所の所在地 品川区大井一丁目二十一番二号豊強ビル七〇一号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八三一七九号

(五) 免許年月日 平成二十六年五月二十一日

一 日時 平成二十八年八月二十四日 午後四時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ファーストリンク

(二) 代表者氏名 代表取締役 北尾 美暁

(三) 主たる事務所の所在地 世田谷区太子堂一丁目十二番三十九号三軒茶屋ビル三階

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五〇六四号

(五) 免許年月日 平成二十五年二月十五日

●東京都告示第千三百九十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。  
平成二十八年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成二十八年八月二十三日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 ダイイチコーポレーション株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 眞鍋 優

(三) 主たる事務所の所在地 港区芝二丁目一番十九号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八八一七五号

(五) 免許年月日 平成二十四年九月七日

●東京都告示第千三百九十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき京成曳舟駅前東第三地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。  
平成二十八年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

京成曳舟駅前東第三地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十二年七月十六日から平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

墨田区京島一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

墨田区京島二丁目九番六号

平成二十二年七月十六日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年八月十五日

●東京都告示第千三百九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

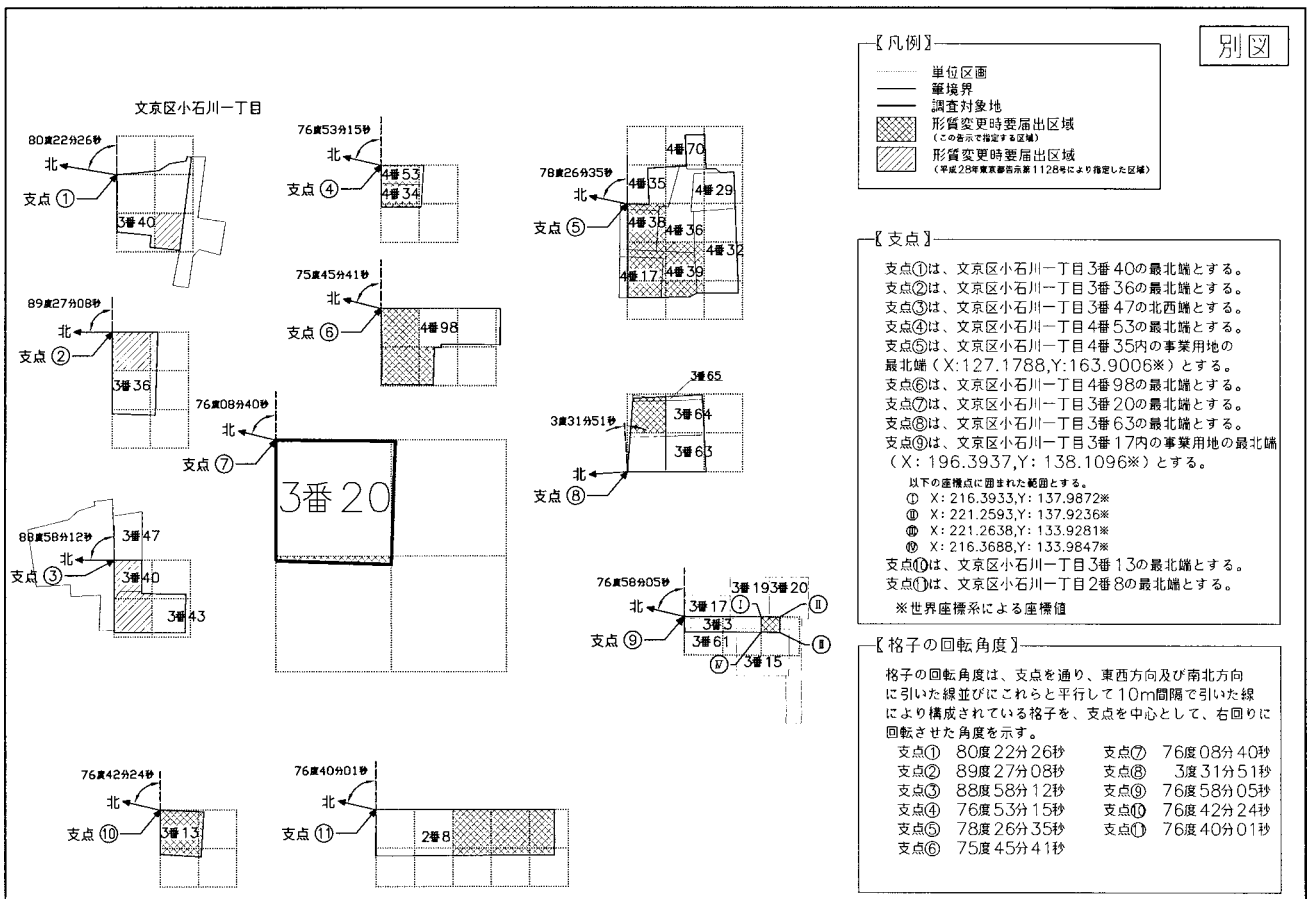
平成二十八年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区小石川一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第千三百九十九号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域 (以下「要措置区域」という。) を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十五日

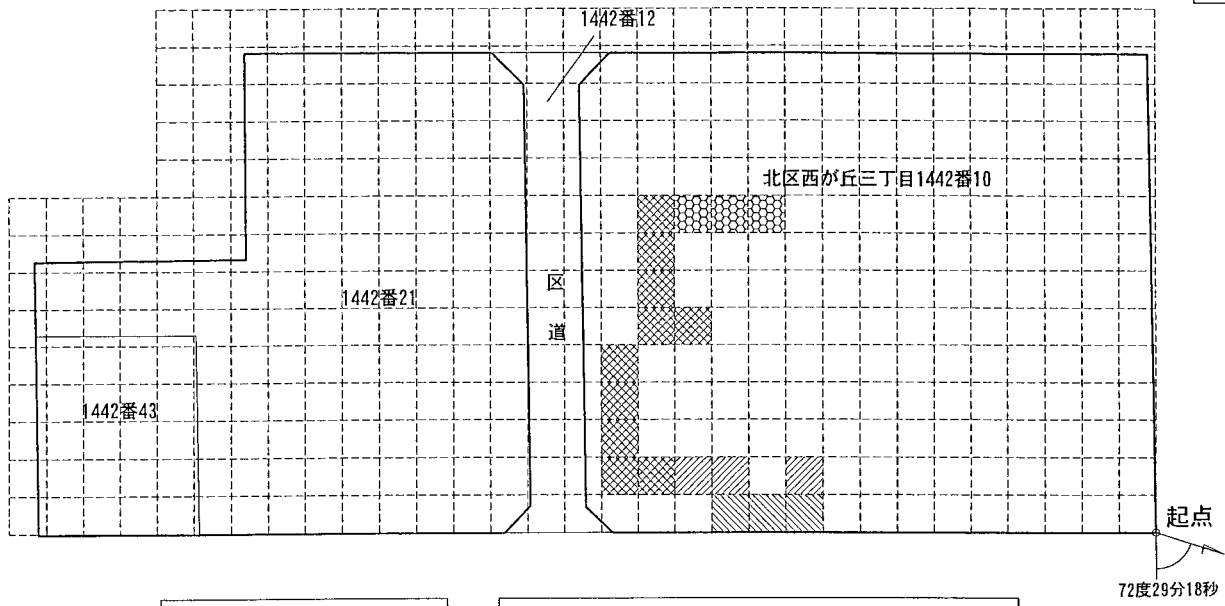
東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり (北区西が丘三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 四塩化炭素

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



**【起点】**  
 起点は、北区西が丘三丁目1442番10の最北端とする。

**【格子の回転角度 (72度29分18秒)】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

**【凡例】**

- 単位区西境界線
- 筆境界線
- 敷地境界

- 要措置区域 (この告示により指定する区域)
- 要措置区域 (平成25年東京都告示第867号により指定した区域)
- 要措置区域 (平成26年東京都告示第917号により指定した区域)
- 要措置区域 (平成27年東京都告示第80号により指定した区域)

●東京都告示第千四百号

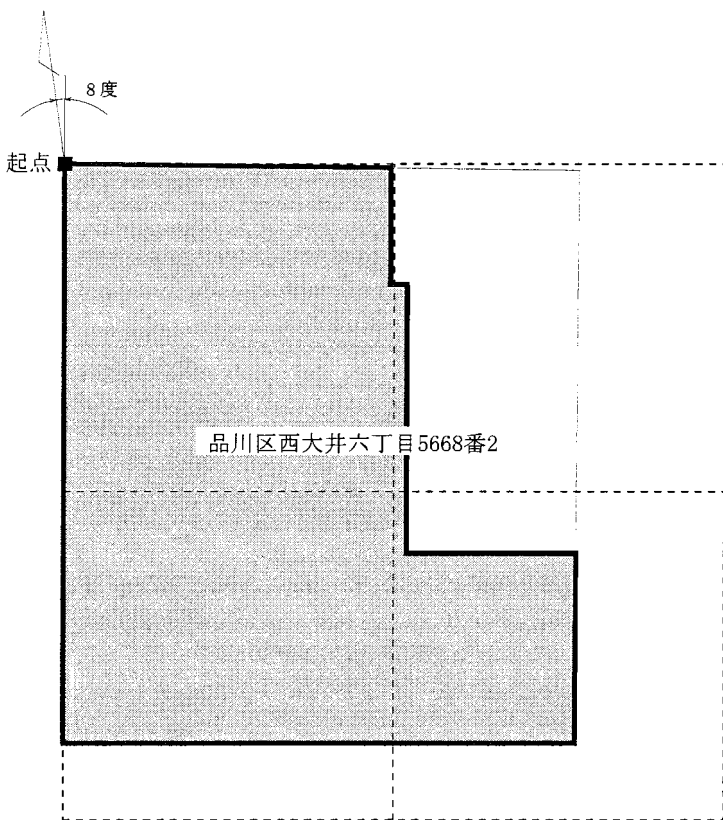
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (品川区西大井六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 敷地境界
  - 単位区画
  - 筆界
  - 形質変更時要届出区域

【起点】  
 起点は、品川区西大井六丁目5668番2の最北端とする。

【格子の回転角度(8度)】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔に引いた線により構成されている格子を起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百一十号

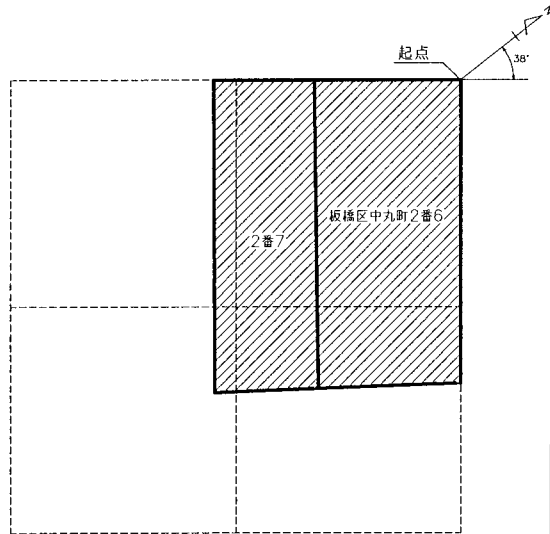
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区中丸町地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

別図



【凡例】

- 調査対象地・筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】  
 起点は、板橋区中丸町2番6の最北端とする。

【格子の回転角度】 38度  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

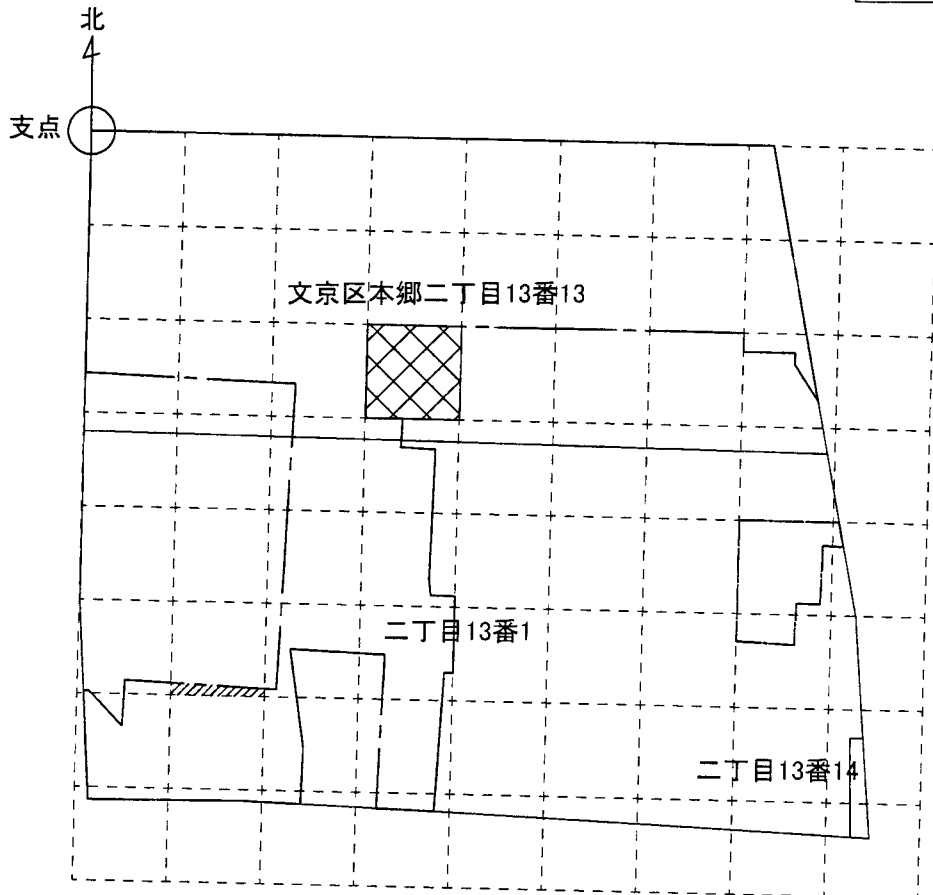
平成二十八年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区本郷二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



【凡例】

- - - 単位区画
- 筆境界
- 対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域 (平成28年度東京都告示第1279号により指定した区域)

【支点】  
支点は、文京区本郷二丁目13番13の最北端とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百三十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

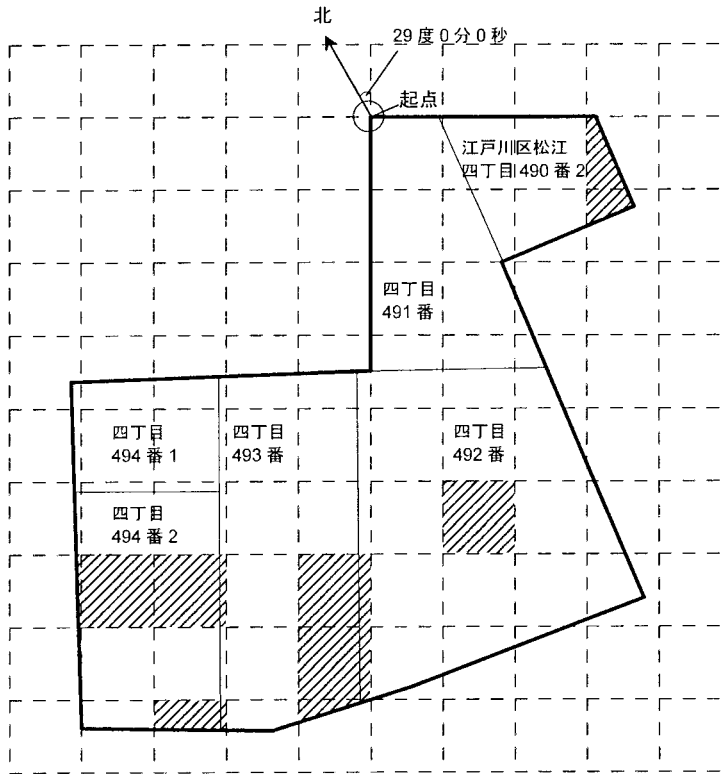
平成二十八年八月十五日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区松江四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物及びシアン化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



**【凡例】**

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

**【起点】**

起点は、江戸川区松江四丁目491番の最北端とする。

**【格子の回転角度(29度0分0秒)】**

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千百十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

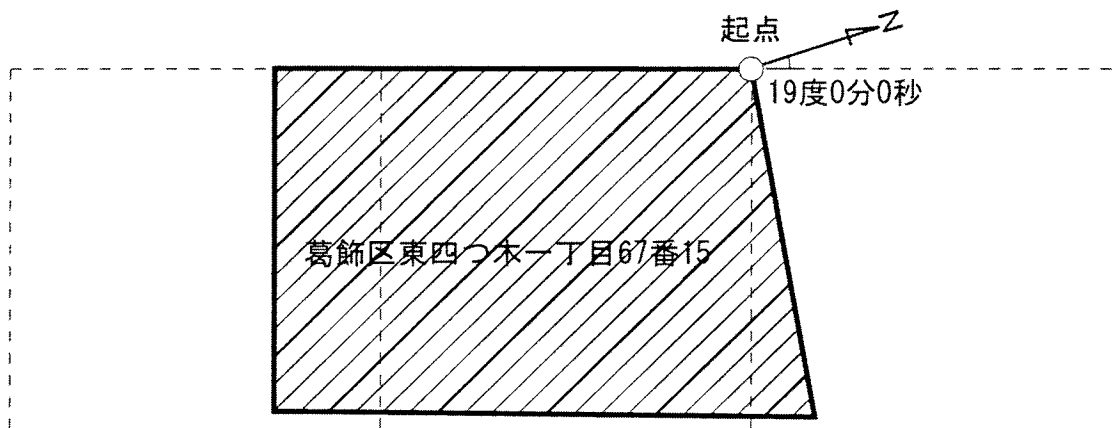
平成二十八年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区東四つ木一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去




別 図



**【凡例】**

----- 単位区画

———— 敷地境界・筆境界

 指定を解除する区域

**【起点】**  
 起点は、葛飾区東四つ木一丁目67番15の最北端とする。

**【格子の回転角度（19度0分0秒）】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

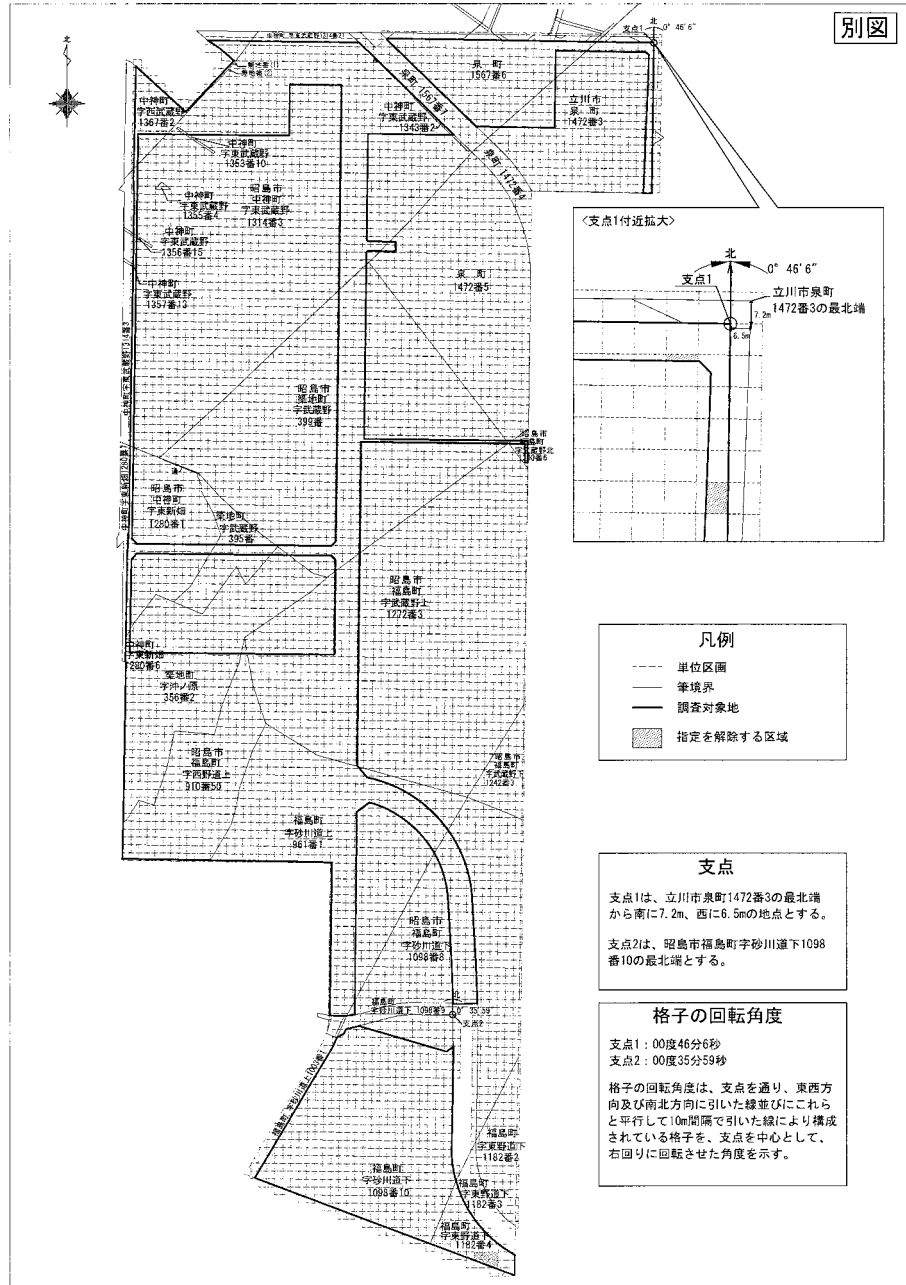
●東京都告示第千四百五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千四百八十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（立川市泉町地内、昭島市中神町字東武蔵野地内及び同市福島町字東野道下地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



**凡例**

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 指定を解除する区域

**支点**

支点1は、立川市泉町1472番3の最北端から南に7.2m、西に6.5mの地点とする。

支点2は、昭島市福島町字砂川道下1098番10の最北端とする。

**格子の回転角度**

支点1：00度46分6秒  
支点2：00度35分59秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西南方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

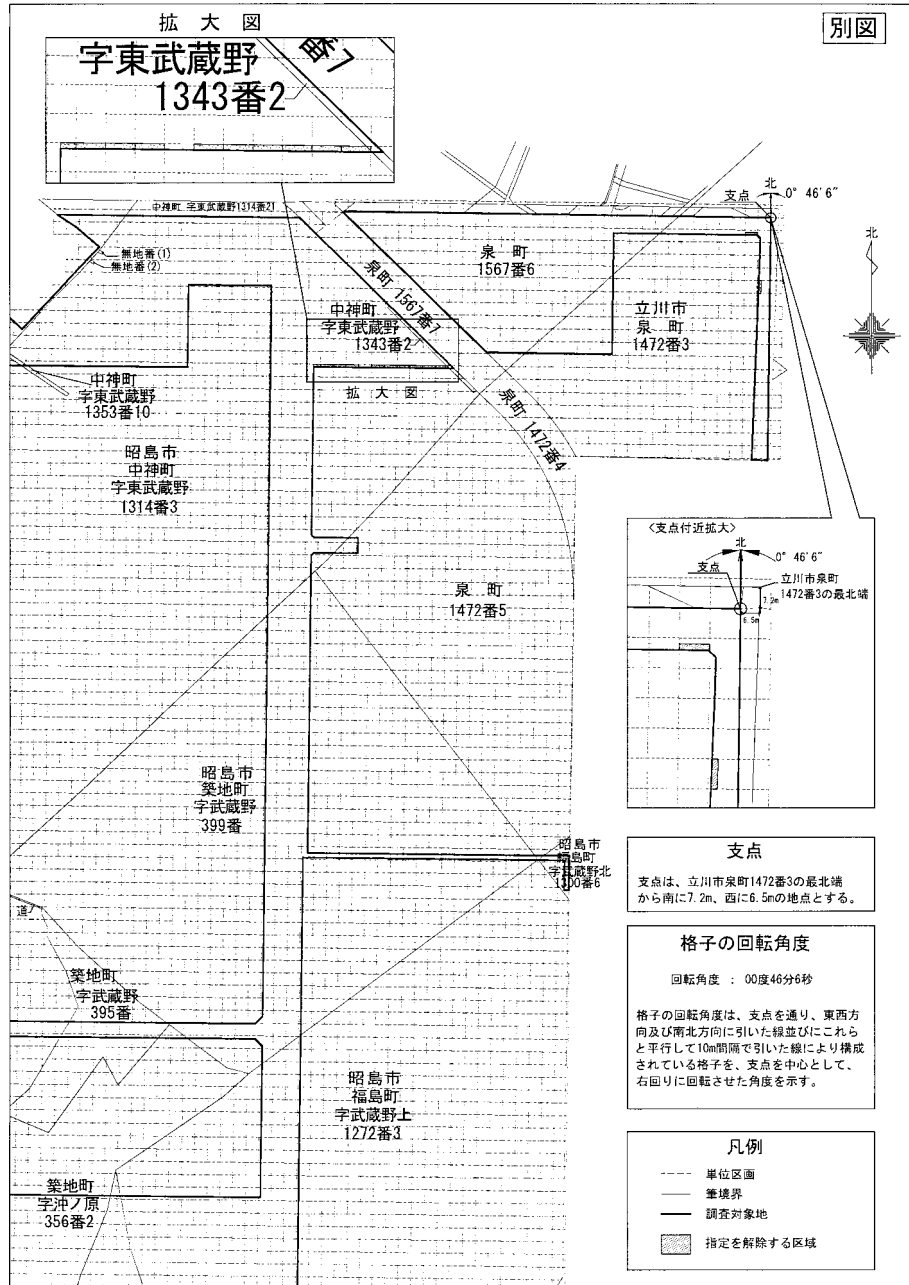
●東京都告示第千四百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第八百九十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（立川市泉町地内及び昭島市中神町字東武蔵野地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



### 告示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、漁業権の行使の制限について、次のとおり指示する。

平成二十八年八月十五日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 井 草 利 久

#### (漁業権の行使の制限)

一 内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

#### (指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、平成二十八年九月一日から平成二十九年八月三十一日までとする。

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年八月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八王子ワークセンター

三 代表者の氏名

土居 幸仁

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市千人町二丁目七番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、八王子という地域に密着した活動を行うことによつて、障害者の希求する就労の場等を創出し、等しく就労の機会を提供すると共に、これに伴う必要な事項を支援し、障害者の社会参加を通じて社会的自立と生活の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Living in Peace

三 代表者の氏名

慎 泰俊

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区月島四丁目十四番十一・九〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本を含む世界の貧困問題に関する情報を広く集め、フォーラムの開催、書籍の出版及び翻訳を

通して、貧困問題について広く一般市民を対象とした啓発・普及活動を行い、同時に、教育現場での講義・講演、児童の生活環境の整備への支援、児童への教育機会・成長機会の提供等の児童への働きかけを行い、世界の貧困削減及び児童の機会の平等を通じた日本の貧困削減に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どもと歩む・るみえーる

三 代表者の氏名

伊藤 良子

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区関町南一丁目十二番三十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、発達障害児・者の方々及びその家族に対する協力・支援に関する事業等を行い、発達障害児・者の方々とその家族の生活の向上と福祉の増進を図るとともに、子どもの健全育成活動を実施することで広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、光が丘清掃工場建替事業について、次のとおり着工の届出があったので、

同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年八月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 西川 太郎

千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称

光が丘清掃工場建替事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十八年九月二十六日

四 工事完了の予定年月日

平成三十三年三月十五日

五 届出日

平成二十八年七月二十五日

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 三〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

